

- 林道を補完し、森林やフォレストアメニティ（以下「森林公園」という。）施設へのアクセスに必要な林道の整備
- (4) 森林公園施設整備
 - 森林公園内に必要な各種施設の整備
- (9) 森林利用施設等用排水施設整備
 - 広場、キャンプ施設、休憩施設及びこれらの機能保持上必要な施設（管理棟、防火安全施設等）等の森林利用施設及び併せて利用可能な周辺集落を対象とした用水又は排水に必要な施設の整備
- (E) 林道沿線修景施設整備
 - 森林公園内及びその周辺の林道沿線並びに林道の路側及び法面の修景施設の整備
- コ 滞在施設整備
 - 公営の宿泊施設や山村留学施設等の滞在施設の基盤整備により、都市と山村との交流の促進や山村の活性化を図るための整備のうち、次のいずれかに該当するもの
 - (7) 滞在施設基盤整備
 - 公営の宿泊施設、山村留学施設等の滞在施設に係る用地及び用排水施設等の整備
 - (4) 森林コミュニティ環境整備
 - 公営の宿泊施設、山村留学施設等の滞在施設周辺の生活環境の整備
- (3) 漁村生活環境基盤整備
 - ア 漁業集落道整備
 - 漁業活動及び漁港の利用の増進を図るために行う臨港道路等の漁港施設、漁港関連道又は環境改善施設と集落内とを結ぶ道路の整備
 - イ 水産飲雑用水施設整備
 - 船舶給水、漁獲物の洗浄、水産加工等を主体とする水産飲雑用水の供給に必要な施設の整備又は改築
 - ウ 漁業集落排水施設整備
 - 漁港及び漁場の水域環境並びに漁業集落の生活環境の改善を図るために行う雨水、汚水の排水に必要な施設並びにこれに附帯する処理施設の整備又は改築
 - エ 防災安全施設整備
 - 漁村及び漁港施設の保全と防災安全のために必要な施設の整備
 - オ 緑地・広場施設整備
 - 快適にして潤いのある漁業集落の形成及びその住民の健康増進のために必要な施設の整備
 - カ 土地利用高度化再編整備
 - 集落の生活環境の改善、生活利便の向上及び防災安全の確保を図るために行う土地の再編整理及び施設の整備
 - キ 地域資源利活用基盤施設整備
 - 地域資源を利活用して、漁業生産の補完及び生活環境の改善を図るために必要な施設の整備
 - ク 用地整備
 - 漁村環境の改善に必要な施設用地及び防災空地を兼ねた緑地、広場等の用地の整備
- 3 市町村創造型整備
 - (1) 市町村創造型整備
 - むらづくり計画に定める目標及び指標の達成に必要であり、かつ、事業実施主体の提案する地域の創造力を活かした整備で知事が特に必要と認めるもの（総事業費の10%以内）

に、「10分の6.5以内」を「10分の6.5以内」を「10分の5以内」に、

農業集落排水資源循環統合補助事業	農業集落排水資源循環統合補助事業計画に基づき実施する農業集落のし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥若しくは雨水を処理する施設又はそれらの循環利用を目的とした施設及びこれに付帯する施設（還元利用を目的とするものを含む。）の整備であつて、次の要件に該当するもの (1) 受益戸数がおおむね20戸以上であり、かつ、排水路末端の受益戸数が2戸以上であるもの (2) 原則として汚水処理施設の処理対象人口がおおむね1,000人程度に相当する規模以下であるもの (3) 重金属等の有害物質を含むおそれのある工場等の汚水が含まれないもの	同上	同上	同上
バイオマス利活用フロンティア整備事業	地域から発生するバイオマスの効率的な利活用を図るための新技術等を活用したバイオマス利活用施設（付帯設備を含む。）の整備	同上	10分の5以内	同上

を

農業集落排水資源循環統合補助事業	農業集落排水資源循環統合補助事業計画に基づき実施する農業集落のし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥若しくは雨水を処理する施設又はそれらの循環利用を目的とした施設及びこれに付帯する施設（還元利用を目的とするものを含む。）の整備であつて、次の要件に該当するもの (1) 受益戸数がおおむね20戸以上であり、かつ、排水路末端の受益戸数が2戸以上であるもの (2) 原則として汚水処理施設の処理対象人口がおおむね1,000人程度に相当する規模以下であるもの (3) 重金属等の有害物質を含むおそれのある工場等の汚水が含まれないもの	同上	同上	同上
------------------	---	----	----	----

に改め、同表の付表5中「松本市」の次に「(旧四賀村の地域を除く。)」を、「飯田市」の次に「(旧上村の地域を除く。)」を加え、「上伊那郡」を「安曇野市(旧穂高町及び旧堀金村の地域に限る。)、上伊那郡」に、「浪合村及び上村」を「及び旧浪合村の地域」に、「明科町、四賀村、本城村及び坂井村」を「旧本城村及び旧坂井村の地域」に改め、「南安曇郡(豊科町及び三郷村を除く。)」及び「更級郡(大岡村に限る。)」を削る。

土地改良課

長野県告示第156号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示します。

平成18年 3月30日

長野県知事 田 中 康 夫

1(1) 保安林予定森林の所在場所

佐久市協和字大抜井8528の1・春日字西の入8529の1・南佐久郡南牧村大字板橋字まきは1426から1432まで・1433の1・1434から1437まで(以上14筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的

干害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

飯山市大字照岡字どうじ平915の3、915の4、915のイの5、915のイの13、915のイの16、920の2(次の図に示す部分に限る。)、字猿藪922のニ

(2) 指定の目的

なだれの危険の防止

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課並びに関係市役所及び南牧村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

長野県告示第157号

御代田町長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成18年 3月30日

長野県知事 田 中 康 夫

1 作業種類 公共測量(数値地形図作成)

2 作業期間 平成17年11月1日から平成18年3月17日まで

3 作業地域 御代田町 中部

監理課

長野県告示第158号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成18年4月14日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年 3月30日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小諸軽井沢線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
		m	km
北佐久郡御代田町大字塩野字菖蒲沢2341番の2地先から 北佐久郡御代田町大字塩野字関屋1555番の2地先まで	旧	6.8~12.8	0.3750
同 上	新	10.4~15.6	0.3750

道路維持課

長野県告示第159号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成18年4月14日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年3月30日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1(1) 道路の種類 国道
- (2) 路線名 153号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
		m	km
上伊那郡南箕輪村5970番の3地先から 上伊那郡南箕輪村5287番の3地先まで	旧	10.0~27.0	0.0870
同 上	新	11.5~31.5	0.0870

- 2(1) 道路の種類 国道
- (2) 路線名 361号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
		m	km
上伊那郡南箕輪村8353番の2地先から 伊那市大字伊那3066番の1地先まで	旧	9.0~15.0	0.1232
同 上	新	9.0~17.0	0.1232

道路維持課

長野県告示第160号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成18年4月14日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年3月30日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 361号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
		m	km
木曾郡木曾町日義718番地先から 木曾郡木曾町日義796番の1地先まで	旧	3.0~37.0	0.7951
木曾郡木曾町日義547番の37地先から 塩尻市大字奈良井字松ノ木沢乙2727番の45地先まで		7.8~109.0	3.4090
木曾郡木曾町日義547番の37地先から 塩尻市大字奈良井字松ノ木沢乙2727番の45地先まで	新	7.8~109.0	3.4090

道路維持課

長野県告示第161号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成18年4月14日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年3月30日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 158号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
		m	km
松本市安曇4460番の26地先から 松本市安曇4460番の25地先まで	旧	7.0~78.0	0.5900
同 上	新	7.0~78.0	0.5900
		9.5~12.0	0.5000

道路維持課

長野県告示第162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成18年4月14日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県千曲設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年3月30日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 白石千曲線
3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
千曲市大字屋代字本町1995番の3地先から 千曲市大字小島字琵琶島3151番の1地先まで	旧	6.0~14.0 m	0.4400 km
同 上	新	18.0~18.0	0.4400

道路維持課

長野県告示第163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成18年4月14日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年3月30日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 路線名 下諏訪辰野線
2 供用を開始する区間
岡谷市本町一丁目3274番地先から
岡谷市川岸上一丁目455番の1地先まで
3 供用を開始する期日 平成18年3月30日

道路維持課

長野県告示第164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成18年4月14日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年3月30日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 (1) 路線名 国道153号
(2) 供用を開始する区間
上伊那郡南箕輪村5970番の3地先から
上伊那郡南箕輪村5287番の3地先まで
(3) 供用を開始する期日 平成18年3月31日
2 (1) 路線名 国道361号
(2) 供用を開始する区間
上伊那郡南箕輪村8353番の2地先から
伊那市大字伊那3066番の1地先まで
(3) 供用を開始する期日 平成18年3月31日

道路維持課

長野県告示第165号

高速道関連運動公園等整備事業補助金交付要綱（昭和56年長野県告示第923号）の一部を次のように改正し、平成18年度の補助金から適用します。

平成18年3月30日

長野県知事 田 中 康 夫

第2の表中「(2)の事業にあつては、用地費」を「用地費」に改め、「(用地費及び補償費については5分の1)」を削る。

第4第2項第2号中「用地費を補助しない場合は、」を削る。

道路建設課道路計画室

長野県告示第166号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成18年3月30日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 土砂災害警戒区域の名称
雨明沢、山吹沢、千本木川、渡辺沢、上浜沢、鍛冶足沢、郷の沢、湯の脇沢、大見山沢、科ノ木一沢、畑河原沢、科ノ木二沢、科ノ木三沢、科ノ木四沢1、科ノ木四沢2、科ノ木四沢3、科ノ木五沢、科ノ木六沢、芦倉沢、烏帽子一沢、烏帽子二沢、烏帽子三沢、大岩二沢、大岩一沢、矢立二沢、矢立一沢、芦ヶ沢、胡桃久保沢、堀久保沢、金山沢、唐沢川、荏久保沢、尾玉一沢、尾玉二沢、福沢川、若宮沢、清水窪、赤羽根沢、武津沢、細久保川、赤津川1、赤津川2、赤津川3、太夫久保沢、桑原一沢、桑原二沢1、桑原二沢2、桑原二沢3、山崎久保沢、北小路川、鎮守沢、南小路沢、女沢川、滝沢川、権現沢川、唐沢川、小田井沢川、砥沢川、福松川、南沢川、野明沢川、西沢、程沢、中ノ沢川、小場沢、町屋沢、中沢川、神子沢、猪久保沢、上野菖蒲沢、善部入沢、下立沢、三枚田沢、鴻の田川、鬼久保川、小萱、大笹倉、小笹倉、テツギ久保二沢、テツギ久保一沢、サス、サクエム、サンスケ二沢、サンスケ一沢、呑沢、後山菖蒲沢、程洞、下程洞、細沢及び大赤ジッコ
2 指定の区域
諏訪市、茅野市、諏訪郡下諏訪町及び上伊那郡辰野町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第167号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成18年3月30日

長野県知事 田 中 康 夫

1 土砂災害警戒区域の名称

西山沢、唐子沢、神明原沢2、神明原沢1、内山沢5、内山沢4、内山沢3、内山沢2、内山沢1、中の沢、クッツ沢2、クッツ沢1、中上手沢、本沢4、本沢3、本沢1、本沢2、葛沢1、葛沢2、小白沢、高瀬入沢、日向山沢、温泉郷沢1、温泉郷沢2、温泉郷沢3、源波沢、イチノ沢、ミツ沢、ノマ沢、滝ノ沢、コフロシ沢、カケ沢、布引沢、オオクボ沢5、オオクボ沢4、オオクボ沢3、オオクボ沢2、オオクボ沢1、宮沢、黒沢1、黒沢2、タテガ沢、小熊沢、中花見沢1、中花見沢2、駒沢、尻なし沢、森沢2、森沢1、南平村沢4、南平村沢3、南平村沢2、南平村沢1、宮沢沢3、宮沢沢2、宮沢沢1、北村沢、下綱沢、前沢、中綱沢、ミヤマグチ沢、入の沢、青木沢3、青木沢2、青木沢1、唐沢、柳沢、藪沢1、藪沢2、加蔵沢3、加蔵沢1、加蔵沢2、戸口沢1、戸口沢2、戸口沢3、ヤナバ沢1、ヤナバ沢2、海の口沢3、海の口沢2、海の口沢1、海の口沢4、海の口沢5、崩沢1、崩沢2、一津沢1、一津沢2、金沢1、金山沢2、金山沢3、金山沢4、稲尾北沢、稲尾東沢、居谷里沢、山崎沢、木崎沢1、木崎沢2、木崎沢3、木崎沢4、木崎沢5、木崎沢6、三日町沢1、分水沢、中山沢2、中山沢1、三日町沢2、三日町沢3、マムシ沢、北山田町沢、霊松寺沢1、霊松寺沢2、荒沢1、樋沢、荒沢2、荒沢3、湯沢、松崎沢1、松崎沢2、新引沢1、新引沢2、新引沢3、館之内沢、鳥谷沢、木舟沢、山下沢、丹生子沢1、丹生子沢2、丹生子沢3、丹生子沢4、南思沢、青島沢、閨田沢2、閨田沢1、閨田沢3、閨田沢4、北沢、南沢、曾根原沢、ホラ沢1、ホラ沢2、神明沢2、神明沢1及び宮ヶ沢

2 指定の区域

大町市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県大町建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第168号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成18年3月30日

長野県知事 田中康夫

1 土砂災害特別警戒区域の名称

雨明沢、山吹沢、千本木川、渡辺沢、上浜沢、鍛冶足沢、郷の沢、大見山沢、科ノ木一沢、畑河原沢、科ノ木二沢、科ノ木三沢、科ノ木四沢1、科ノ木四沢2、科ノ木四沢3、科ノ木五沢、科ノ木六沢、芦倉沢、烏帽子一沢、烏帽子二沢、烏帽子三沢、大岩二沢、大岩一沢、矢立二沢、矢立一沢、胡桃久保沢、堀久保沢、金山沢、唐沢川、荏久保沢、尾玉一沢、尾玉二沢、福沢川、若宮沢、清水窪、赤羽根沢、武津沢、赤津川1、赤津川2、赤津川3、太夫久保沢、桑原一沢、桑原二沢1、桑原二沢2、桑原二沢3、山崎久保沢、北小路川、鎮守沢、南小路沢、女沢川、滝沢川、権現沢川、唐沢川、小田井沢川、砥沢川、福松川、南沢川、野明沢川、西沢、程沢、中ノ沢川、小場沢、町屋沢、中沢川、神子沢、猪久保沢、上野菖蒲沢、善部入沢、下立沢、鴻の田川、鬼久保川、小萱、大笹倉、小笹倉、テツギ久保二沢、テツギ久保一沢、サス、

サクエム、サンスケ二沢、サンスケ一沢、呑沢、後山菖蒲沢、程洞、下程洞、細沢及び大赤ジッコ

2 指定の区域

諏訪市及び諏訪郡下諏訪町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第169号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成18年3月30日

長野県知事 田中康夫

1 土砂災害特別警戒区域の名称

西山沢、唐子沢、神明原沢2、神明原沢1、内山沢5、内山沢4、内山沢3、内山沢2、内山沢1、中の沢、クッツ沢2、クッツ沢1、中上手沢、本沢4、本沢3、本沢1、本沢2、葛沢1、葛沢2、小白沢、高瀬入沢、日向山沢、温泉郷沢1、温泉郷沢2、温泉郷沢3、源波沢、イチノ沢、ミツ沢、ノマ沢、滝ノ沢、コフロシ沢、カケ沢、布引沢、オオクボ沢5、オオクボ沢4、オオクボ沢2、オオクボ沢1、宮沢、黒沢1、黒沢2、タテガ沢、小熊沢、中花見沢1、中花見沢2、駒沢、尻なし沢、森沢2、森沢1、南平村沢4、南平村沢3、南平村沢2、南平村沢1、宮沢沢3、宮沢沢2、宮沢沢1、北村沢、下綱沢、中綱沢、ミヤマグチ沢、青木沢3、青木沢2、青木沢1、唐沢、柳沢、藪沢1、藪沢2、加蔵沢3、加蔵沢1、加蔵沢2、戸口沢1、戸口沢2、ヤナバ沢1、ヤナバ沢2、海の口沢3、海の口沢2、海の口沢1、海の口沢4、海の口沢5、崩沢1、崩沢2、一津沢1、一津沢2、金山沢1、金山沢2、金山沢3、金山沢4、稲尾北沢、稲尾東沢、居谷里沢、山崎沢、木崎沢1、木崎沢2、木崎沢3、木崎沢4、木崎沢5、木崎沢6、三日町沢1、分水沢、中山沢2、三日町沢2、三日町沢3、マムシ沢、北山田町沢、霊松寺沢1、霊松寺沢2、荒沢1、荒沢2、荒沢3、湯沢、松崎沢1、松崎沢2、新引沢1、新引沢2、新引沢3、館之内沢、鳥谷沢、木舟沢、山下沢、丹生子沢1、丹生子沢2、丹生子沢3、丹生子沢4、南思沢、青島沢、閨田沢2、閨田沢1、閨田沢3、閨田沢4、北沢、南沢、曾根原沢、ホラ沢1、ホラ沢2、神明沢2、神明沢1及び宮ヶ沢

2 指定の区域

大町市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県大町建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第170号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成18年3月30日

長野県知事 田中康夫

1 土砂災害警戒区域の名称

大和一丁目、大和一丁目2、大和二丁目、大和上1、大和上2、大和上3、大和二丁目2、大和配水池、大和配水池2、大和三丁目、大和三丁目2、大和三丁目3、大和三丁目4、湯の脇一丁目、立石、立石上、立石2、湯の脇2号、温泉寺、温泉寺上、茶臼山、茶臼山2、湯の脇、湯の脇2、湯の脇3、手長丘下、手長丘下2、手長丘下3、手長丘下4、手長丘下5、手長丘上、手長丘上2、桜ヶ丘下、岡村、岡村上、岡村二丁目、金山下、金山、金山2、角間新田6、角間新田5、角間新田4、角間新田3、角間新田、角間新田2、蓼の海、蓼の海2、蓼の海公園、蓼の海公園下、蓼の海3、蓼の海4、蓼の海5、蓼の海6、蓼の海7、蓼の海8、くるみ台、金山3、金山4、金山5、緑ヶ丘、双葉ヶ丘上、阿弥陀寺、阿弥陀寺2、双葉ヶ丘上2、双葉ヶ丘、双葉ヶ丘2、双葉ヶ丘3、双葉ヶ丘4、双葉ヶ丘5、尾玉町、尾玉町2、尾玉町3、尾玉町4、尾玉町5、尾玉町6、尾玉町7、尾玉町8、尾玉町9、尾玉町10、尾玉町11、尾玉町下、二葉高校、地藏寺、地藏寺2、地藏寺3、岡村2号、元町上、元町上2、元町、元町2、清水町3号、清水町・清水町2号、赤羽根、武津、武津2、細久保普門寺、普門寺、普門寺2、普門寺3、普門寺4、普門寺5、足長神社下、足長神社、桑原、桑原2、桑原3、桑原4、桑原5、桑原6、桑原7、仏法寺上、仏法寺上2、仏法寺上3、四賀小、神戸(ア)、神戸(イ)、神戸2、神戸3、神戸配水池、神戸配水池下、神戸4、神戸5、神宮寺、神宮寺2、上社本宮、神宮寺3、大熊神宮寺、大熊2、大熊、南真志野、南真志野2、南真志野3、北真志野、北真志野2、北真志野3、有賀3、有賀2、有賀、上野、上野2(ア)、上野2(イ)、覗石、覗石2、覗石3、覗石4、板沢、板沢2、板沢3、板沢4、後山、後山2、後山3、後山4、後山5、後山6、後山7、後山8、後山9、後山10、後山11、後山12、上野3、上野4及び神宮寺4

2 指定の区域

諏訪市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第171号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成18年3月30日

長野県知事 田中康夫

1 土砂災害警戒区域の名称

佐野坂スキー場、青木湖西、加蔵北、加蔵、青木北ア、青木北イ、青木、湖端、築場(1)、中綱湖西、中綱北、中綱南(2)、中綱南(4)、中綱南(1)、中綱南(3)、湖尻、築場東ア、築場東イ、木崎湖北ア、木崎湖北イ、南平、一津(1)、一津(2)、一津(3)、稲尾、稲尾沢北、稲尾沢東、居谷里湿原東、山崎(1)ア、山崎(1)イ、山崎(2)、森、木崎東、分水南、三日町(3)ア、三日町(3)イ、三日町(3)ウ、三日町(2)、三日町(1)ア、三日町(1)イ、霊松寺、北山田町ア、北山田町イ、北山田町南ア、北山田町南イ、北山田町南ウ、山田町ア、山田町イ、山田町ウ、山田町エ、山田町南(2)、山田町南(1)、神栄町、公園下、松崎北、松崎、松崎南(1)ア、松崎南(1)イ、松崎南(2)、常光寺、常光寺東(1)、木舟北ア、木舟北イ、木舟南(1)ア、木舟南(1)イ、木舟南(1)ウ、木舟南(2)、木舟南(3)、丹生子(1)ア、丹生子(1)イ、丹生子(1)ウ、丹生子東(1)ア、丹生子東(1)イ、青島南(2)、閩田北(2)、閩田北(3)ア、閩田北(3)イ、閩田北(1)、閩田東(3)、閩田東(2)、閩田(1)、閩田(2)、閩田東(1)、曾根原(2)、曾根原(1)、曾根原南(1)、曾根原南(2)、北原東、神明宮北、宮本(1)、宮本(2)、神明宮南、宮本南(1)ア、宮本南(1)イ、宮本南(2)、宮本南(3)、宮本下、北原南、北原ア、北原イ、曾根原西、閩田西(3)、閩田西(1)、閩田西(2)ア、閩田西(2)イ、青島南(3)、青島南(1)、丹生子(3)、青島北(2)ア、青島北(2)イ、丹生子(2)、青島北(1)ア、青島北(1)イ、木舟(2)、木舟(1)、木舟西、館ノ内南、館ノ内下ア、館ノ内下イ、館ノ内北、清水(3)、清水(2)、清水(1)、泉(2)ア、泉(2)イ、泉(2)ウ、泉(2)エ、泉(1)、仏崎南ア、仏崎南イ、仏崎北、大出南ア、大出南イ、上原、二ツ屋(1)、二ツ屋(3)、二ツ屋(2)、中花見、大澤寺ア、大澤寺イ、中花見北(3)ア、中花見北(3)イ、中花見北(3)ウ、中花見北(2)ア、中花見北(2)イ、中花見北(1)ア、中花見北(1)イ、鹿島ア、鹿島イ、下原北、下原、下原南、犬の窪北、犬の窪南、日向山(3)、日向山(2)、日向山(1)、日向山北(1)、日向山北(3)、日向山西(2)、日向山西(3)ア、日向山西(3)イ、日向山西(1)、高瀬入(1)ア、高瀬入(1)イ、高瀬入(1)ウ、高瀬入(2)、東葛、南葛ア、南葛イ、南葛ウ、南葛エ、葛、七倉、扇沢下、扇沢ア、扇沢イ、仁科郷ア、仁科郷イ、仁科郷ウ、仁科郷エ及び新郷

2 指定の区域

大町市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県大町建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第172号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成18年3月30日

長野県知事 田中康夫

1 土砂災害警戒区域の名称

金野(1)、金野(4)、金野(5)、金野(6)ア、金野(6)イ、高町(3)、高町(4)ア、高町(4)イ、高町(2)、金野(7)、高町(4)、高町(5)、稲伏戸(5)ア、稲伏戸(5)イ、稲伏戸(4)、稲伏戸(3)、稲伏戸(2)、稲伏戸、三耕地(3)ア、三耕地(3)イ、三耕地(2)ア、三耕地(2)イ、三耕地(1)ア、三耕地(1)イ、三耕地(1)ウ、怒田、平島田、矢平(2)、矢平、

貝久保ア、貝久保イ、恋久保ア、恋久保イ、恋久保(1)、恋久保(2)ア、恋久保(2)イ、梨久保、川端2、川端ア、川端イ、川端3、上栃城(3)、上栃城(2)、上栃城(4)、上栃城(1)、栃城、栃城1、栃城2、栃城(2)、布袋野、布袋野2、漆平野、小中尾ア、小中尾イ、小中尾(2)、小中尾(3)、我科、温田(3)ア、温田(3)イ、温田(3)ウ、南宮、温田、温田(4)、大名、大畑(4)、大畑(3)、大畑(1)、大畑(2)、田本(2)、田本、田本東、田本東(1)、田本西、田本西(1)、洞所、門島(1)ア、門島(1)イ、門島(2)、大表ア、大表イ、門島、牧立(2)ア、牧立(2)イ、牧立(2)ウ、牧立、明島、平野、万場(3)、万場(2)、万場(5)、万場(4)、万場ア、万場イ、万場ウ、東唐笠ア、東唐笠イ、東唐笠(3)、東唐笠(2)、西唐笠ア、西唐笠イ、西唐笠ウ、金野(2)及び金野

2 指定の区域

下伊那郡泰阜村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂 防 課

長野県告示第173号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成18年 3月30日

長野県知事 田 中 康 夫

1 土砂災害特別警戒区域の名称

大和一丁目、大和一丁目2、大和二丁目、大和上1、大和上2、大和上3、大和二丁目2、大和配水池、大和配水池2、大和三丁目、大和三丁目2、大和三丁目3、大和三丁目4、湯の脇一丁目、立石、立石上、立石2、温泉寺、温泉寺上、茶白山、茶白山2、湯の脇2、湯の脇3、手長丘上、手長丘上2、桜ヶ丘下、岡村二丁目、金山下、金山、金山2、角間新田6、角間新田5、角間新田4、角間新田3、角間新田、角間新田2、蓼の海、蓼の海2、蓼の海公園、蓼の海公園下、蓼の海3、蓼の海4、蓼の海5、蓼の海6、蓼の海7、くるみ台、金山3、金山4、金山5、緑ヶ丘、双葉ヶ丘上、阿弥陀寺、阿弥陀寺2、双葉ヶ丘上2、双葉ヶ丘、双葉ヶ丘2、双葉ヶ丘3、双葉ヶ丘4、双葉ヶ丘5、尾玉町、尾玉町2、尾玉町3、尾玉町4、尾玉町5、尾玉町6、尾玉町7、尾玉町8、尾玉町9、尾玉町10、尾玉町11、尾玉町下、地藏寺、地藏寺2、地藏寺3、元町上、元町上2、元町、元町2、赤羽根、武津2、細久保普門寺、普門寺、普門寺2、普門寺3、普門寺4、普門寺5、足長神社下、足長神社、桑原、桑原2、桑原3、桑原4、桑原5、桑原6、桑原7、仏法寺上、仏法寺上2、仏法寺上3、四賀小、神戸(ア)、神戸(イ)、神戸2、神戸3、神戸配水池、神戸配水池下、神戸4、神戸5、神宮寺、神宮寺2、上社本宮、神宮寺3、大熊神宮寺、大熊2、大熊、南真志野、南真志野2、南真志野3、北真志野、北真志野2、北真志野3、有賀3、有賀2、有賀、上野、上野2(ア)、上野2(イ)、覗石、覗石2、覗石3、覗石4、板沢、板沢2、板沢3、板沢4、後山、後山2、後山3、後山4、後山5、後山6、後山7、後山8、後山9、後山10、後山11、後山12、上野3、上野4及び神宮寺4

2 指定の区域

諏訪市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂 防 課

長野県告示第174号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成18年 3月30日

長野県知事 田 中 康 夫

1 土砂災害特別警戒区域の名称

佐野坂スキー場、青木湖西、加蔵北、加蔵、青木北ア、青木北イ、青木、湖端、築場(1)、中綱湖西、中綱北、中綱南(2)、中綱南(4)、中綱南(1)、中綱南(3)、湖尻、築場東ア、築場東イ、木崎湖北ア、木崎湖北イ、南平、一津(1)、一津(2)、一津(3)、稲尾、稲尾沢北、稲尾沢東、居谷里湿原東、山崎(1)ア、山崎(1)イ、山崎(2)、森、木崎東、分水南、三日町(2)、三日町(1)ア、三日町(1)イ、霊松寺、北山田町ア、北山田町イ、北山田町南ア、北山田町南イ、北山田町南ウ、山田町ア、山田町イ、山田町ウ、山田町エ、山田町南(2)、山田町南(1)、神栄町、公園下、松崎北、松崎、松崎南(1)ア、松崎南(1)イ、松崎南(2)、常光寺、常光寺東(1)、木舟北ア、木舟北イ、木舟南(1)ア、木舟南(1)イ、木舟南(1)ウ、木舟南(2)、木舟南(3)、丹生子(1)ア、丹生子(1)イ、丹生子(1)ウ、丹生子東(1)ア、丹生子東(1)イ、青島南(2)、閩田北(2)、閩田北(3)ア、閩田北(3)イ、閩田北(1)、閩田東(3)、閩田東(2)、閩田(1)、閩田(2)、閩田東(1)、曾根原(2)、曾根原(1)、曾根原南(1)、曾根原南(2)、北原東、神明宮北、宮本(1)、宮本(2)、神明宮南、宮本南(1)ア、宮本南(1)イ、宮本南(2)、宮本南(3)、宮本下、北原南、北原ア、北原イ、曾根原西、閩田西(3)、閩田西(1)、閩田西(2)ア、閩田西(2)イ、青島南(3)、青島南(1)、丹生子(3)、青島北(2)ア、青島北(2)イ、丹生子(2)、青島北(1)ア、青島北(1)イ、木舟(2)、木舟(1)、木舟西、館ノ内南、館ノ内下ア、館ノ内下イ、館ノ内北、清水(3)、清水(2)、清水(1)、泉(2)ア、泉(2)イ、泉(2)ウ、泉(2)エ、泉(1)、仏崎南ア、仏崎南イ、仏崎北、大出南ア、大出南イ、上原、二ツ屋(1)、二ツ屋(3)、二ツ屋(2)、中花見、大澤寺ア、大澤寺イ、中花見北(3)ア、中花見北(3)イ、中花見北(3)ウ、中花見北(2)ア、中花見北(2)イ、中花見北(1)ア、中花見北(1)イ、鹿島ア、鹿島イ、下原北、下原、下原南、犬の窪北、犬の窪南、日向山(3)、日向山(2)、日向山(1)、日向山北(1)、日向山北(3)、日向山西(2)、日向山西(3)ア、日向山西(3)イ、日向山西(1)、高瀬入(1)ア、高瀬入(1)イ、高瀬入(1)ウ、高瀬入(2)、東葛、南葛ア、南葛イ、南葛ウ、南葛エ、葛、七倉、扇沢下、扇沢ア、扇沢イ、仁科郷ア、仁科郷イ、仁科郷ウ、仁科郷エ及び新郷

2 指定の区域

大町市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県大町建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

防課及び長野県大町建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第175号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成18年3月30日

長野県知事 田中康夫

1 土砂災害特別警戒区域の名称

金野(1)、金野(5)、金野(6)ア、高町(3)、高町(4)ア、高町(4)イ、高町(2)、金野(7)、高町(4)、高町(5)、稲伏戸(5)ア、稲伏戸(5)イ、稲伏戸(4)、稲伏戸(3)、稲伏戸(2)、稲伏戸、三耕地(3)ア、三耕地(3)イ、三耕地(2)ア、三耕地(2)イ、三耕地(1)ア、三耕地(1)イ、三耕地(1)ウ、怒田、平島田、矢平(2)、矢平、貝久保ア、貝久保イ、恋久保ア、恋久保イ、恋久保(1)、恋久保(2)イ、梨久保、川端2、川端ア、川端イ、川端3、上柘城(3)、上柘城(2)、上柘城(4)、上柘城(1)、柘城、柘城1、柘城2、柘城(2)、布袋野、布袋野2、漆平野、小中尾イ、温田(3)ア、温田(3)イ、温田(3)ウ、南宮、温田、温田(4)、大名、大畑(4)、大畑(3)、大畑(2)、田本東、田本東(1)、田本西、田本西(1)、洞所、門島(1)ア、門島(1)イ、門島(2)、大表ア、門島、牧立(2)ア、牧立(2)イ、牧立(2)ウ、牧立、明島、平野、万場(3)、万場(2)、万場(5)、万場(4)、万場ア、万場イ、万場ウ、東唐笠ア、東唐笠イ、東唐笠(3)、東唐笠(2)、西唐笠イ、西唐笠ウ及び金野

2 指定の区域

下伊那郡泰阜村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第176号

景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項の規定により景観計画を定めましたので、同法第9条第6項の規定により、次のとおり告示し、当該景観計画の図書を長野県住宅部建築管理課土地・景観室及び地方事務所建築課(木曾地方事務所及び北安曇地方事務所)においては、商工雇用建築課)において公衆の縦覧に供します。

平成18年3月30日

長野県知事 田中康夫

景観計画の名称	効力の発生する日
浅間山麓景観育成重点地域景観計画	平成18年4月1日
八ヶ岳山麓景観育成重点地域景観計画	
国道147号・148号沿道景観育成重点地域景観計画	
高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域景観計画	

建築管理課土地・景観室

選告示第16号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第18条第2項の規定により、平成18年4月9日執行予定の上田市長の選挙に関し、上田市の区域を分けて次のとおり開票区を設けます。

平成18年3月30日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

開票区	開票区域
武石開票区	第114投票区、第115投票区、第116投票区、第117投票区、第118投票区、第119投票区及び第120投票区の区域
上田開票区	武石開票区の区域を除いた区域

選挙管理委員会

長野県警察本部告示第1号

長野県警察本部長関係長野県個人情報保護条例施行規程を次のとおり定め、平成18年4月1日から施行します。

平成18年3月30日

長野県警察本部長 渡辺巧

長野県警察本部長関係長野県個人情報保護条例施行規程

長野県警察本部長が保有する個人情報に係る長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)の施行については、長野県個人情報保護条例施行規則(平成3年長野県規則第19号)の規定の例による。

広報課

長野県警察本部告示第2号

長野県個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成16年長野県条例第33号)による改正後の長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報を次のとおり定め、平成18年4月1日から施行します。

平成18年3月30日

長野県警察本部長 渡辺巧

区 分	口頭により請求 することができ る記録情報	開示する 期 間	開示を行う 場 所
運転免許試験	学科試験の得点 及び技能試験の 得点	合格発表日	運転免許試験 を行った場所
警備員等の検定	学科試験の得点	合格発表日 から1月間	検定を行った 場所(合格発 表日に限る。) 又は長野県警 察本部生活安 全部生活安全 企画課
警備員指導教育 責任者講習の修 了考査	修了考査の得点	同上	長野県警察本 部生活安全部 生活安全企画 課
機械警備業務管 理者講習の修了 考査	同上	同上	同上
猟銃及び空気銃 の取扱いに関す る講習の考査	考査の得点	同上	考査を行った 場所(合格発 表日に限る。) 又は長野県警 察本部生活安 全部生活安全 企画課

広 報 課

長野県人事委員会告示第1号

職員の任用に関する細則(昭和34年長野県人事委員会告示第2号)の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行します。

平成18年3月30日

長野県人事委員会委員長 市 村 次 夫

第6条の2中「第28条第1項及び第3項」を「第28条」に改める。

人事委員会事務局

長野県内水面漁場管理委員会指示第5号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示しました。

平成18年3月30日

長野県内水面漁場管理委員会会長 沖 野 外輝夫

1 指示内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面(以下「公共用水面等」という。)において、こいを採捕した者は、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、公共用水面等から生きたままこいを持ち出してはならない。

2 指示の期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

園芸特産課